

持明院統の院と新宮御神楽

中 本 真 人

はじめに

持明院殿は、後高倉院が御在所とし、その子である後堀河院もこの邸を仙洞御所に用いた。持明院殿が特に広く知られるのは、後深草院が持明院殿を仙洞御所としたことにより、以後この皇統が持明院統と称されるようになったことだろう。以後、伏見院から光明院までの持明院統の院は、いずれもこの邸を仙洞御所とした。

この持明院殿には、新宮と呼ばれる社が鎮座していた。正確な場所は判然としないものの、延文四年（一三五九）に「新宮持明院^①」という記述がみられることから、この時期は邸の西北に鎮座していたことが確認される（ただし持明院殿は、文和二年（一三五三）二月四日に大半を焼亡）。この持明院殿新宮では、十二月に院や親王も臨席して御神楽が催された。御神楽自体は、古くより行われていたらしいものの、不定期で催されたらしく、詳細は不明である。花園院が讓位後に持明院殿に入ってから恒例行事として再開され、院の日記である『花園天皇宸記』には、新宮御神楽の記事が散見される。

恒例の御神楽については、内裏の内侍所御神楽などが広く知られる一方で、仙洞御所の御神楽は先学もほとんど注意してきた形跡がなく、現状ではまとまった研究は確認できない。そこで本稿では、鎌倉末期から南北

朝期にかけての新宮御神楽に注目し、その展開を通時的に検討してみたい。兩統迭立から建武の新政、南北朝分裂、さらに觀応の擾乱と情勢がめまぐるしく移っていく中であつて、どのような目的で持明院統、引いては北朝の院が御神楽を行つていたのかも考察する。

一、新宮御神楽の次第

持明院殿の新宮御神楽に限らず、御神楽の詳細な次第を収める記録は希少である。新宮御神楽については『新宮御神楽記』所引『敦有卿記』⁽³⁾觀応元年（南朝正平五年、一三五〇）二月八日条に詳細な次第が認められる。まずは、その記事を掲げてみたい。

今日新宮御神楽也、自一昨日一潔斎、但魚食件社賀茂春日御座之故也、亥時許沐浴之後著一東帶一、不織、腋丸、帶、

參一上候廟辺一、奉行大藏卿雅仲卿同候一此所一、催遅々事等、也、孫子前備中守邦茂奉行、暫而人々次第参集、小選子密々廻

参新□一、多忠春來一此所一、数刻言談、寅二刻許新院有御幸一、御鳥帽子、御步行、先庁官二人、次中将親行朝

臣、少將隆家朝臣^{先上布衣、為下殿也、}等取一松明一前行、奉行大藏卿^{布衣、}候御後、入御々一聽聞所一、立^{拜殿四面懸、}御座、女房五六

人被一薄衣一参入候一其内一、漸焼一庭火一、此間所作人等各群一立拜殿後方一、前相公与右金吾談云、雖著一衣

冠一、於レ持レ笏者、可レ有レ揖之条叶一其理一歟、有無兩説也、於一当家一又先例不レ同、今夜可レ存レ略云々、小

時人長弘忠進一庭火前一、召一所作人一、右金吾以下任一位次一分著、先之從、拜殿左右殿可進者、歟、又自一方可進歟之由、御被相談、由公云、

公卿脱レ沓侯、兼親朝臣并下官乍著レ沓侯也、次人長作法、次自三下臈一起座退下、次又人長召三所作

人一、先笛、次篳篥、次和琴、召人安部季村取之置、賦前、先之笛、吹庭火之時、金吾立、柱、季村持之、各進一燎下一、奉一仕曲一了、各著一本末座一、本方神殿右方、本拍子、笛

神殿左、本拍子、篳篥、所作人著、此座、次縫合、次召一本末歌人一、先前相公、次下官、引レ裾進一庭火下一、引レ寄膝突一、乍著レ沓着座、

正不居軌、上脚候其、菅攬兩三反之後唱歌、々畢著三末座、次和琴止暫後彈、菅攬兩三反之後、相公下官相共取三拍

子、段拍子三度許打之後、相公被_レ出_三阿知女_{於四}、作法了、三度拍子之後、相公出_レ櫛、諸拵了後、取_三於

介打久志乃拍子、又三度拍子之後唱_三韓神_一、上拍子之時人長立舞、次人長召_三才男_一、自_三上藪_一各起_レ座、

於_三座末_一跪_方脚見_{神殿}之後、還_三著本座_一、次和琴攬_レ之、次小前張始、早歌了之後、更和琴菅攬、相公子等与_レ

琴俱打_三拍子_一唱_レ星、儀也、無仰之先之還御、次朝倉_{之時不打之}、其駒、人長乙、立力次各起_レ座、自下膝次逐電退出、于

時卯半_{半刻也}、

所作人

右衛門督忠季、和琴、東帶々鏡 二条前相公資兼、本拍子、衣冠下統、持笏

楊梅中將兼親朝臣、樂樂、東帶 下官、末拍子、東帶

地下

多忠春、付歌 安部季景、笛、景光代云々 同季村、樂樂

此外今五人皆代官、年少未練之輩也、仍不能_三所作_一、甚以_レ輕忽歟、

歌

庭火 安知女_{於四} 櫛 韓神_{已上拍子二反} 安知女_{於四} 薦枕 閑野 篠波 千歲_{折開度} 早歌_{上拍子八首、阿加々利、止彌利、近衛御門}

利不 星_{三首} 朝倉 其駒_{已上拍子一反}

今夜右金吾、始中終帶_レ劍、若所作之時可_レ撤歟之由存_レ之、仍密々談_三前相公_二之處、如_三予案_一也、本社女神

御座之時解_レ劍云々、

又其駒之時、未_レ上_三拍子_二之間人長立舞、上拍子之時退入、即退出、此事如何、

抑此御神楽、每年歲未被_レ行_レ之、而旧年不被_レ行_レ之、仍今日所_レ被_レ行_レ也、

「又無勸盃、不賜_レ緑、但近衛召人等賜_三疋絹、而近代兼日以_三料足、各百疋給_レ之云々、この日の新宮御神楽には、持明院殿に居住する光明院が臨席している。先に人長作法で「庭火」が奏され、これに続いて「安知女」、「榊」などの神楽歌がうたわれた。途中には「才男」もあり、最後は「朝倉」、「其駒」がうたわれて終了となった。所作人は殿上人と地下人の両方が召されていたが、地下の五名は代官で、御神楽の奏楽の能力に欠けていたという。

このように、御神楽の次第や召人は、平安期の有職故実書や神楽譜にみられる内侍所御神楽と大きな違いはみられない。この記事で注目されるのは、新宮という社について「件社賀茂春日御座之故也」と記されているように、上下賀茂社と春日社を祀っていたことであろう。⁴新宮社は現存しないため、祭神を記すこの記述は貴重である。さらに新宮御神楽については、毎年歳末に行われるとされており、南北朝期には院の臨席する恒例の年中行事とされていたこともうかがえる。

その一方で、持明院殿に新宮が鎮座した時期は不明である。嘉元三年（一三〇五）七月五日、後伏見院と永福門院が持明院殿に御幸した夜、同殿新宮社三座が火災に遭ったという記録がみられるから、この時期までには鎮座していたことが確認されるが、それ以前の状況については判然としない。

二、両統迭立期の新宮御神楽

文保二年（一二二八）二月二十六日に後醍醐天皇に譲位した花園天皇は、この年のうちに後伏見院の住む持明院殿に入っている。新宮御神楽の初出は、譲位の五年後の『花園天皇宸記』⁵元亨三年（一二三三）十二月二十一日条である。

此夜新宮御神楽也、（須為神事、煥、而先々不燃云々、仍不神事、但女房名内、無重、輕服并憚人、又字沐浴、但魚食本自不忌之間、与神事無異、）所作人、本拍子有頼卿、末拍子維成朝臣、篳篥親光、和琴大炊御門中納言、近衛召人久氏（代參）・忠有（多）・久春（多）・久世（代參）・忠脩（三宅）・直保、人長秦弘（山背）、簾、子半事始、上皇以下步行、至新宮入二拜殿内、立二屏風敷、女房等頃之參、候二屏風内也、寅半事了、今夜有議、庭火兩歌也、猶少々歌等被二相加、上皇仰也、是久中絶、予始執行之故也、被二召有頼被二仰給也、奉行兼日国俊也、有所勞之間、俄今夜定親奉行也、今夜可有二仏名、而神事仏事同日、有憚之間延引也、此御神楽、年来中絶、神事退転不レ可、不レ恐之間、今年殊令二興行也、近衛召人皆給禄、

（裏巻、但以代物給之）

「聽聞女房等、非二神事一、然而重服并月水女房不參、依レ為二鳥居内一也、

予不レ及着二淨衣一、只小狩衣上結也、上皇又同レ之、」

この夜の御神楽では、本拍子は綾小路有頼が務めたほか、近衛召人として多氏の楽人らが奉仕したことがうかがえる。「庭火」は「両歌」であったとあるが、本来は一部しか歌われない「庭火」が全曲歌われたというこゝとであろうか。いわゆる「師歌」と呼ばれる作法が特別に行われたとみられる。この作法は久しく中絶していたものの、初めて花園院が御神楽を執行するにあたって、後伏見院から命じられたと記されている。

それでは、なぜ元亨三年という時期に新宮御神楽が再興されたのであるうか。『花園天皇宸記』には、この御神楽が長年中絶し、神事の退転を恐れたことから、この年より興行させるようにしたとある。そのことは事実と認めるとしても、一方で当時の持明院統の置かれた状況を視野に収めておく必要があるだろう。

正和二年（一一三三）七月、のちの光厳天皇である量仁親王が、後伏見院の第一皇子として誕生する。後伏見院が、大覚寺統の後二条天皇に譲位すると、弟の富仁親王（のちの花園天皇）が東宮に立てられた。このとき父の伏見院は、将来の二流分裂を避けるためとして、富仁親王を後伏見院の猶子に定めている。さらに、後

伏見院に皇子が生まれた場合は、今度は富仁親王の猶子にすることも取り決めた。この父の取り決めは忠実に守られ、花園院は甥の量仁親王を猶子として、その帝王教育に心血を注いでいく。

一方、花園天皇の次に踐祚した後醍醐天皇の東宮には、兄の後二条院の嫡子である邦良親王が立てられていた。その次の東宮には持明院統の量仁親王が立てられるはずだが、ほかにも候補者は複数名いたことから、後醍醐天皇の譲位までは確定しない。実父の後伏見院や、養父の花園院にはそれがおぼつかなく、天皇の譲位が待ち遠しく思われたのである。元亨元年（一三二一）十月四日には、後伏見院が石清水八幡宮寺に、量仁親王の立坊を祈願する願文（立坊 蘆山寺文書⁷）を取めている。その中には、

かす仁親王りうはうりうんにあたりて、いまにのそみをとけす、

と親王の立坊を理運としつつも、いまだにそれが遂げられない焦燥感が示されている。新宮御神楽の再興が願文の二年後であるという事実を踏まえると、持明院統の皇位の継承に対する危機感と、量仁親王の立坊祈願が大きな要因となっていることは間違いない。

ところで皇子の立坊を望む立場でいえば、後醍醐天皇も同じであった。『統史愚抄』⁸元亨元年（一三二一）十二月二十二日条には、次のような記事がみられる。

有「内侍所臨時御神楽」。行幸。有「御所作」。笛。堀河承徳二年。龜山院文。水四。後宇多院弘安等例。本拍子左大臣。実奏。奉「仕師歌」者。末拍子大藏卿。冬定。奉行藏人頭修理権大夫冬方朝臣。〇資兼 御記兼

この内侍所御神楽では、後醍醐天皇が笛の「御所作」を行っている。『統史愚抄』の割注には、堀河天皇、祖父の龜山院、父の後宇多院の例に准じる行為とされている。後醍醐天皇と内侍所御神楽については、別稿⁹で論じる予定なので、詳細はそちらに譲りたいが、この日の御神楽は院政が停止され、天皇親政の開始された直後であった。この御神楽においても「庭火」の「師歌」が特別に行われたらしい。当時の「師歌」という作法に

ついでには不明な点も少なくないが、先に後醍醐天皇の内侍所御神楽において行われた「師歌」が、新宮御神楽の「庭火」にも影響を与えた可能性も考えられよう。

このように後醍醐天皇の代の御神楽をめぐる動きは、皇位継承をめぐる両統の焦燥感に左右されている。特に新宮御神楽の再興は、持明院統の量仁親王の立坊祈願が主たる動機であったと考えられる。この時期は大覚寺統の内部でも、後醍醐天皇と皇太子の邦良親王との対立が深まりつつあった。「一代の主」として立てられた後醍醐天皇が、自身の皇位の維持と子孫への継承に執念を燃やしたことは、よく知られる通りであろう。

三、新宮御神楽をめぐる持明院統と後醍醐天皇

正中元年（一三二四）九月、後醍醐天皇の最初の倒幕計画である正中の変が勃発する。この事件に天皇は無関係とされたものの、邦良親王と持明院統による讓位圧力は一気に強まった。後伏見院は、量仁親王の立坊を祈願する願文をしきりに納めている。

翌年の正中二年（一三二五）十二月は、新宮御神楽が二度行われている。まず『花園天皇宸記』同月二十三日条には、

今夜恒例新宮御神楽也、上皇・朕・親王・女房等少々相具令_レ聴聞、只聴聞許也、仍非_二神事_一、然而不淨女房不_二扈從_一、是鳥居中之故也、丑初事始、寅半事了、拍子地下、（多）和琴宰相中将冬信、（山科）築前右衛門督兼高、今夜簾中之沙汰可_レ為_二別殿御神楽_一、而依_二無人_一、先行_二恒例之神宴_一也、

とあるように、歳末の恒例の新宮御神楽が行われている。後伏見院、花園院、親王らが臨席し、拍子は多久春、忠脩が務めた。両院だけでなく、親王が臨席にしたことについては、教育上の目的も含まれていたと思われる。

当時、花園院は量仁親王の教育に励んでいたが、まさに『花園天皇宸記』は親王に対する詳細な教育の記録でもある。深津睦夫は「量仁親王に対する教育は、花園院の確固とした方針によって周到に企てられ、着実に実行されたのであった。この教育で特徴的なのは、それらを主導したのが家族であり、しかも、それが当代において考え得る最高のものであったことである」と指摘している。花園院は、若い親王が将来天皇として内侍所御神楽に臨席することも考えて、新宮御神楽に列席することを勧めたのではないだろうか。やはりそこにも、家族で親王を教育しようとする姿勢が認められる。

これに続いて二十九日に行われた新宮御神楽は、夏の量仁親王病悩¹¹によって、花園院の立願した臨時の御神楽であった。『花園天皇宸記』同月二十九日条には、次のように御神楽の詳細が記されている。

今夜新宮御神楽也、是此夏親王病悩之時、朕立願也、度々延引、今日行之、拍子、冬定御、冬信笛、朝臣和琴、冬信笛、朝臣竽、冬信笛、朝臣簞篳、冬信笛、朝臣所作人多可兼參内侍所御神楽也、仍剋限殊念之、亥終事始、今夜有取合弓立等之曲、依別願也、量仁・景仁両親王同聽聞之、丑終事了、還御之間前左府參、御対面、朕同所也、神楽聴聞云々、仍神楽事等委被尋仰、委細申之、東遊未聞食、可歌之由被仰下、左府固辞及数回、仰又及数度之間歌之、殊勝也、及卯剋退出、

〔弓立冬定御歌之、無付歌并笛、竽篳等也〕（以下略）

この御神楽では「別願」によって神楽歌の「弓立」がうたわれた。「弓立」は、中世には秘曲として重んじられたことが知られるが、『後伏見天皇宸記』延慶三年（一二三〇）十月六日条には、この時期の「弓立」の性格を知る上で注目すべき記述がみられる。この日に行われた石清水御幸において、後伏見院が御神楽の秘曲をどのように扱うべきかと西園寺公衡に問うたところ、

前槐申云、神楽間事殊无才学、仍无左右難計申、但今度御願異他、秘曲有之条誠可宜歟、文永宮

人弓立等曲有_レ之。今度弓立計有_レ之、若可_レ宜歟、

という返答があった。すなわち文永では「宮人」・「弓立」の両曲がうたわれたが、今回は「弓立」のみでよいのではないかというのである。その際「今度御願異_レ他」と述べられているように、「弓立」は特別な御願のためにうたわれる神楽歌と認識されていたことがうかがえる。この返答を受けて、

所詮秘曲事可_レ有_レ 叡慮 候云々、仍余仰曰、今夜只弓立曲計有_レ之条可_レ宜、可_レ為_レ共儀、歌教事可_レ相計_レ者、

とあるように、院の命で「弓立」がうたわれることになった。

『花園天皇宸記』によると、この夜の新宮御神楽では、笛や箏はなく、和琴の伴奏のみで中御門冬定が「弓立」をうたっている。量仁・景仁親王も列席して「弓立」を聴いていることから、親王の息災祈願だけでなく、親王に対する教育的配慮も含まれていたのではないだろうか。

先述のように、後醍醐天皇の皇太子にはすでに邦良皇子が立てられていたが、その次の量仁親王の立場は、後伏見院、花園院の悲願であった。親王の病悩によって、新宮御神楽が臨時に催されたことも、量仁親王の息災が持明院統の死活問題であったことを裏付けていよう。この記事の中で花園院は、所作人は多く内侍所御神楽を兼参すべきだと記している。院の記述からは、後醍醐天皇の内侍所御神楽への対抗意識が読み取れるのではないだろうか。後醍醐天皇は内侍所御神楽でたびたび「御所作」を行うなど、奏楽にも深く関与していた。正中二年という時期は、後醍醐天皇が邦良親王と対立を深めていた時期でもある。このような後醍醐天皇の活動は、持明院統の院にとっても不穏な動きとして受け止められていたに違いない。正中二年十二月に二度行われた新宮御神楽は、量仁親王の息災と立場、裏を返せば、後醍醐天皇のすみやかな譲位を祈願する目的も込められていたのではないだろうか。

御神楽の三ヶ月後の嘉暦元年（一三二六）三月二十日、東宮の邦良親王が薨去する。同年七月、持明院統側の運動が功を奏して、ついに量仁親王立坊が達せられた。『増鏡』¹³「春の別れ」には、

かくさまざまにおはしますを、この度いかで坊に、と思しつれど、かねてだに催し仰せられし事なれば、東より人参りて、本院の一の宮を定め申しつ。いとけやく聞しめせど、いかがはせんにて、七月廿四日皇太子の節会行はる。陣の座より引き渡して、持明院殿に人々も参る。院の殿上にて祿などたまはる。常のことなれど、にはかにいとめでたし。

とあるように、それまで不遇をかこっていた持明院統にとっては、春の訪れたような喜びに沸いた。一方の後醍醐天皇は、幕府の裁定に不満を募らせ、五年後の元弘の変に向けて倒幕志向を強めていくことになる。

改めて新宮御神楽の位置を確認すると、量仁親王立坊という目的で、特に後伏見院と花園院によって催された行事であったことがうかがえる。また若い親王を御神楽に臨席させたことは、家族をあげての帝王教育の一環であったとも考えられる。一方の後醍醐天皇も、内侍所御神楽をみずからの御願の場として利用していた。

いずれの御神楽についても、それまでの両統の対立にはみられなかった現象である。このように、後醍醐天皇の時期の内裏と仙洞は、自身の皇子の立坊を目指す目的から、それぞれの御所の御神楽に力を入れていたことになる。両統対立の影響が、神事芸能にまで及んでいた事実が確認されよう。河内祥輔は「皇統の分裂化は一二八〇年代に始まった。したがって、分裂期に入って最初の勅撰集は『新後撰和歌集』になるが、この集について大覚寺統と持明院統の入選数を比べると、両者にさほどの違いはない」と指摘している。その上で「勅撰集に両統の対立が露骨に反映するようになるのは、一三一〇年代のことになろう」とし、さらに「後宇多と伏見の対立は抜き差しならないものに激化し、すべてがそれに巻き込まれるようになった¹⁴」と説明している。両統の対立は勅撰集だけに限らず、宮廷の音楽活動にも及んでいく。豊永聡美は、河内の指摘を踏まえて「後深

草が嘉元二年（一三〇四）に、そして龜山がその翌年に崩御すると、以後両統の天皇や上皇が同席して管絃を楽しむ姿は見られなくなる」として「文化的な営為で辛うじて共栄が保たれていた両統の関係は、以後悪化の一途を辿るのである」¹⁵と指摘している。

その一方、この時期の御神楽の所作人を比較すると、両統の対立の影響はみられない。例えば中御門冬定は、両方の御神楽に拍子で奉仕している。これは御神楽の召人は専門性が強く、神楽歌に堪えられる者が、そもそも殿上人にも地下人にも多くはなかったという事情があるものと思われる。

四、南北朝期の新宮御神楽

持明院殿の新宮御神楽は、持明院殿を仙洞とした花園院によって詳細に記されたが、『花園天皇宸記』以降は二十年以上、古記録にみられなくなる。この間、元弘の変によって後醍醐天皇が隠岐に配流され、持明院統の光厳天皇が踐祚した。しかし鎌倉幕府滅亡によって光厳天皇は廃され、後醍醐天皇による建武の新政が開始される。それも続かず、足利尊氏との抗争によって、再び後醍醐天皇は京を追われることになった。建武三年（一三三六）八月十五日、光厳院の弟の光明天皇が踐祚し、十五年におよぶ光厳院の院政が始まった。南朝は吉野にあつて勢力は弱く、延元四年（一三三九）八月には後醍醐天皇が崩御する。

次に『花園天皇宸記』以降の新宮御神楽の記事を整理していきたい。『園太暦』¹⁶貞和三年（一三四七）十二月二十五日条には、

今日持明院殿新宮御神楽也、拍子実守卿参仕、

とあるように、持明院殿を仙洞とする光厳院が新宮御神楽を行っていることがうかがえる。さらに、先述した

ように『敦有卿記』観応元年（南朝正平五年、一三五〇）二月八日条にも、新宮御神楽の詳細な記事がみられる。すでに指摘した箇所ではあるが、

抑此御神楽、毎年歳末被_レ行_レ之、而旧年不_レ被_レ行_レ之、仍今日所_レ被_レ行_レ也、

とあるように、新宮御神楽は、前年の貞和五年（南朝正平四年、一三四九）には行われなかったが、それまでは毎年の歳末に行われていたのである。

このように光厳院の持明院殿では、恒例行事として新宮御神楽が継続されていたことが確認できる。光厳院政期における朝儀について、深津陸夫は「公家たちの朝儀に対する意欲・関心はまったく衰えていなかった。たしかに、戦乱の中で、朝儀は省略や規模の縮小を余儀なくされていた。しかし、むしろ、それだからこそ、公家はそれに意識的であった。そのことは、洞院公賢の『園大曆』を少し覗いて見れば、すぐにわかることである。その記事の大半は、朝廷儀式に関することで占められていると言っても過言ではない。公家たちは朝儀を少しでも旧に復すること（「公事興行」）を目指しており、それを政治の最重要課題の一つとしていた」と説明している。治天の君であった光厳院にとつては、新宮御神楽は父らが自身の立場を祈願した行事であり、引き続き内侍所御神楽に准じて行わせたのではないだろうか。

五、持明院殿焼亡後の新宮御神楽

観応の擾乱によって北朝が混乱し始めると、朝儀も延引や中止を余儀なくされるようになる。正平六年（一三五二）十一月、足利尊氏・義詮は南朝に降伏し、北朝の崇光天皇が廃されるという「正平の一統」に至る。翌七年（一三五三）三月には、光厳・光明・崇光の三人の院、および前東宮の直仁親王が南朝に拉致され、吉

野に幽閉されてしまう。同年八月十七日、京都を回復した義詮は、光厳院の第二皇子である弥仁親王を擁立して北朝の再興を期し、祖母の広義門院を仙洞として、後光厳天皇を踐祚させた。

持明院殿は、引き続き広義門院の仙洞御所として用いられたが、文和二年（一三五三）二月四日に焼亡する。¹⁸⁾新宮御神楽は、先述した観応元年二月から行われなくなったとみられるが、正平の一統と三院の拉致、さらには持明院殿の焼失によって、いよいよ継統が困難になったらしい。

それにもかかわらず、焼亡から六年後の延文四年（一三五九）十二月二十七日には、新宮御神楽が開催されている。この日は、内侍所臨時御神楽に連続して新宮御神楽が行われた。『園太暦』同月二十八日条には、前夜に行われた内侍所臨時御神楽について、次のように記されている。

（正親町忠孝）
権大納言送^レ状、去夜内侍所臨時御神楽事示送也、

抑去夜内侍所臨時御神楽、本拍子成賢朝臣、末久俊、（山世）笛景繼、（邦世親上）篳篥前兵部卿、和琴忠季等候き、庭燎師歌、其外歌数例物共にて候し、無^レ何注進仕候之由、可令中入給、（マヤ）

十二月廿八日

忠季上

さらに『新宮御神楽記』延文四年（南朝正平十四年 一三五九）十二月二十七日条には、新宮御神楽について次のように記されている。

（但内侍所臨時御神楽以後、前代明及日也）新宮殿西北、御神楽也、先々毎年雖^レ被^レ行^レ之、去観応二年以来不^レ被^レ行^レ之、（非但攝下許參行、事但有之歟）今年依^二革^一、為^二御祈禱^一被^二興行^一也、

拍子（本左中侍成賢朝臣、末近衛召人久俊）、（近衛召人）笛、（前兵部）篳篥、（近衛召人）和琴

歌

庭火 安知女作法^{於一}、（於一）柿 韓神^{上拍子之}、（後二反）安知女作法^{於一}、（於一）蓆枕 閑野 篠波 千歳^{折之}、（折之）早歌 星^{三首}、（三首）朝倉

其駒^{後上拍子}_{後二拍子}

この日の新宮御神楽は、内侍所臨時御神楽に続いて催されたため、夜明けから翌日にかけて行われている。『新宮御神楽記』の記述によると、かつては毎年行われていたものの、観応二年（一三五二）以降は実施されない状態が続いていたことがうかがえる。同書によれば、地下の楽人らによる御神楽が行われていた可能性もあるものの、詳細は不明である。そのような状況の中で、延文四年、戦乱のために新宮御神楽が再興されたというのである。この新宮御神楽の召人は、和琴を除くと、先に行われた内侍所臨時御神楽と共通している。また神楽歌の曲名も、先述の観応元年の新宮御神楽と特に変わらない。

持明院殿焼亡後の新宮御神楽は、この一回のみとみられる。延文二年（一三五七）二月十八日には光厳院、崇光院らが帰京しているが、光厳院は院政を再開させず禅僧としての生活を深めていった。後光厳天皇を擁する義詮ら北朝の人々と、帰京した光厳院たちは疎遠になっていたこともあり、持明院統が長く続いていた新宮御神楽も廃絶に至ったのではないだろうか。

おわりに

持明院殿の新宮御神楽は、元亨三年（一二三三）十二月二十一日に、後伏見院、花園院によって再興された。当時の持明院統は量仁親王の立坊を強く望んでいたことから、御神楽の目的も親王の立坊であったと考えられる。一方、同じく自身の皇子の立坊を願う後醍醐天皇も、たびたび内侍所御神楽において「御所作」を行っていた。『花園天皇宸記』にも示されるように、新宮御神楽には内侍所御神楽への対抗意識が認められ、新宮御神楽が内侍所御神楽に准じた形式で行われたのも、そのあらわれではないかと考えられる。このように、鎌倉末

期の両統迭立による朝廷内の対立は、御所と仙洞の御神楽にも反映していた。さらに、南北朝期の光厳院の院政においても、持明院殿は仙洞御所として使用され、やはり毎年新宮御神楽が催されていたようである。しかし観応の擾乱と南北朝の抗争の激化、さらに持明院殿の焼亡などにより、新宮御神楽は延文四年（一三五九）を最後に廃絶したとみられる。

従来の御神楽研究は、清暑堂御神楽や内侍所御神楽などの平安期に成立した行事が主たる対象であり、またその関心も平安期に限られていたように思われる。新宮御神楽は、両統迭立と南北朝の動乱の時期に行われた年中行事である。今回考察した新宮御神楽など、中世の御神楽にも注目すべきものが少なくない。その次第や曲目などは、平安期以来の御神楽と多くが共通していても、成立事情や展開、さらに目的意識などはその時代に即して検討する必要があるだろう。特に中世後期の御神楽は研究の少ない分野の一つであることから、まずはその基礎的研究から進めていくべきである。

〈注〉

- (1) 持明院殿については、川上貢「持明院殿の考察」〔『日本中世住宅の研究』〔新訂〕中央公論美術出版、平成十四年〕に詳しいが、新宮については論じられていない。
- (2) 『新宮御神楽記』延文四年（一三五九）十二月二十七日条
- (3) 本文は『大日本史料』によった。
- (4) 史料纂集『花園天皇宸記』および『和訓 花園天皇宸記』には、頭注に「熊野新宮御神楽」（元亨三年十二月二十一日条など）とされている箇所がみえる。持明院殿新宮が熊野新宮と無関係であることはいままでもない。
- (5) 『実躬卿記』嘉元三年（一二〇五）七月五日条

- (6) 本文は『史料纂集』によった。
- (7) 本文は『石清水八幡宮史』によった。
- (8) 本文は『新訂増補国史大系』によった。
- (9) 拙稿「後醍醐天皇と内侍所御神楽」(『日本歌謡学会』『日本歌謡研究』第五十七号、平成二十九年十二月)
- (10) 深津睦夫「ミネルヴァ日本評伝選 光厳天皇―をさまらぬ世のための身ぞうれはしき―」(『ミネルヴァ書房、平成二十六年』)
- (11) 『花園天皇宸記』は、正中二年(一三二五)五月一日条に「親王腹痛未_レ無_二減氣_一」とあり、以後量仁親王の病悩と平癒祈願に関する記事が続く。
- (12) 本文は『石清水八幡宮史』によった。
- (13) 本文は井上宗雄全訳注講談社学術文庫『増鏡』によった。
- (14) 河内祥輔「学芸と天皇」(永原慶二編『講座・前近代の天皇』4 統治的諸機能と天皇観』青木書店、平成七年)
- (15) 豊永聡美「大覚寺統の天皇と音楽」(『中世の天皇と音楽』吉川弘文館、平成十八年)
- (16) 本文は『史料纂集』によった。
- (17) 前掲 深津睦夫「ミネルヴァ日本評伝選 光厳天皇―をさまらぬ世のための身ぞうれはしき―」
- (18) 『園太暦』文和二年(一三五三)二月四日条

付記 本稿は、平成二十九年度科学研究費助成事業(若手研究(B) 研究課題番号15K16679)による研究成果の一部である。